

令和3年度 周南市徳山動物園自動販売機設置事業者公募 実施要項

周南市徳山動物園（以下、「動物園」という）の自動販売機設置事業者の募集に参加される事業者は、この実施要項を理解のうえ、申し込んでください。

1. 目的

動物園に設置した自動販売機の取扱料による歳入確保及び来園者の満足度の向上に資することを目的とする。

2. 設置場所、台数等

所 在	周南市徳山動物園内
所 在 地	周南市大字徳山5846
設置台数	11台

「令和3年度徳山動物園自動販売機設置事業者公募設置場所一覧表」参照
物件番号「1」については、1事業者2台まで、「2」については、1事業者3台まで申込可とし、点数が高い業者から場所を選定できることとする。

3. 設置期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 特段の事情がない限り、これに続く2回の年度更新（最長で令和7年3月31日まで）

4. 募集する自動販売機の種類及び要件

(1) 種類

清涼飲料自動販売機（設置面積 概ね1㎡/台）

(2) 共通要件

- ① 販売する商品は、ペットボトル及び缶・ビンのみで、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とすること。（酒類及びノンアルコールは不可）。また、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ② 自動販売機には、販売し、管理する者の会社名又は管理者名及び連絡先を必ず明記すること。
- ③ 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」に準じ、省エネ対策を施したエネルギー消費効率がよい機種であること。
- ④ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- ⑤ 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（業界統一規準）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。

- ⑥ 自動販売機設置事業者は、使用済み容器の回収ボックスを設置し、定期的に回収することで回収ボックスが溢れないようにすること。また、繁忙期の際は回収頻度を増やし周辺環境の美化に努めること。
- ⑦ 自販機の故障、自販機に起因する事故、容器回収ボックスに関する問い合わせ及び苦情について、動物園から連絡を受けた場合、即日対応をすること。
- ⑧ 商品の補充・搬入は、開園中は台車等を利用して搬入することとする。
(車を乗り入れる場合は、閉園時間中とする。但し、8時～18時の間)

5. 応募資格要件

実際に自動販売機を設置し、商品管理、アフターサービス等を行う事業者で、次の要件をすべて満たす個人または法人であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ② 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく資格停止期間中ではないこと。
- ③ 周南市の市税に滞納が無いこと。
- ④ 法令等を遵守し、設置期間中、継続して自動販売機の管理、営業を行う資力、能力を有すること。
- ⑤ 令和元年度及び令和2年度において、自動販売機の設置、営業を行った実績を有していること。
- ⑥ 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 自動販売機設置申込書 (物件ごと(物件番号1及び2について、複数台申し込む場合は枝番ごと。以下同じ)に1部ずつの提出)
 - ・取扱料率…売上金額に取扱料率を乗じた額を自動販売機取扱料として、市へ納付。
※取扱料率は25.0%以上で申込んでください。
- ② 自動販売機企画提案書 (物件ごとに1部ずつの提出)
設置予定の自動販売機について、販売商品内容、販売価格、その他付加価値等を記載すること。補足説明資料としてパンフレット等を添付することも可能。
- ③ その他添付書類 (応募物件数にかかわらず1部の提出)

【個人の場合】

- ア 住民票(発行後3カ月以内のもの)
- イ 印鑑登録証明書(発行後3カ月以内のもの)
- ウ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書(発行後1カ月以内のもの)
※周南市に住民票がある場合

- エ 自動販売機の設置実績（任意の様式）
- オ 事業概要（任意の様式）

【法人の場合】

- ア 法人登記全部事項証明書（発行後3カ月以内のもの）
- イ 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ウ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（発行後1カ月以内のもの）

※周南市内に営業所等がある場合

- エ 自動販売機の設置実績（任意の様式）
- オ 会社概要又は事業概要（任意の様式）
- カ 役員名簿（別記様式）

※ 「ア」「イ」「ウ」は、複写可。

(2) 提出期限

令和4年2月21日（月）17時00分まで

(3) 提出方法

上記書類一式を動物園管理事務所（南園）へ持参又は郵送。

※ 郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。

（提出期限必着）

※ 提出書類は返却しない。

(4) 提出先

〒745-0874 周南市大字徳山 5846 周南市徳山動物園管理担当

7. 事業者の決定方法（審査）

取扱料率、企画提案内容を審査・採点し、物件ごとに点数の高い応募者を設置事業者決定。

【審査項目（配点）】

- ・自動販売機取扱料に関する事項 …… 取扱料率×4点
- ・企画提案 …… 20点満点

応募者多数で同点の場合は、次の順により決定する。

- ① 市内に本社又は主たる事業所を置く者
- ② 市内に支店又は営業所を置く者
- ③ 取扱料率が高い者
- ④ 抽選

※決定した事業者名、取扱料率等は周南市ホームページでも公表する。

8. 審査結果の通知時期

令和4年2月末頃 郵送にて発送予定

9. 事業者の費用負担

(1) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上額に事業者が提案した取扱料率を乗じた額

※四半期毎に納付。

(2) 都市公園使用料

占有面積1㎡あたり年額760円（屋外のみ）

※占有面積は、自動販売機本体に転倒防止板等の張出面積を含めた面積。

※占有面積が1㎡に満たないとき、又は1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算。

(3) 電気料

実費負担（電気料については、各自動販売機に専用の子メーター等を事業者の負担にて設置）

※四半期毎に納付。（家庭使用電気料金相当額にて算出）

(4) その他

自動販売機の設置、撤去、原状回復等に係る全ての経費

10. 契約上の条件

- ① 都市公園使用料、自動販売機取扱料及び電気料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸は不可。
- ③ 市が公用・公共用に供する事由から、やむなく自動販売機を撤去する必要があるときは、契約を解除することがある。
- ④ 設置者は、貸付期間が満了し、又は契約解除をした場合には、速やかに原状回復すること。原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償の請求はできない。

11. お問い合わせ

周南市徳山動物園管理担当

TEL：0834-22-8640 FAX：0834-22-8641

E-mail：dobutsuen@city.shunan.lg.jp